

平成 2 9 年

寒河江市農業委員会第 9 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第9回総会

日 時 平成29年8月25日（金）午前9時05分
会 場 市役所 議会会議室

出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
10 番 奥 山 浩 二	11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之
13 番 眞 木 早百合	14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一
16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀

事務局

事 務 局 長 原 田 真 司	事 務 局 長 補 佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 佐 藤 陽 一	総 務 係 長 高 子 英 晴
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

議事

- (1) 議第38号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第39号 事業計画変更申請書の審議について
- (3) 議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第41号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第42号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時05分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第9回総会を開催します。よろしくお願ひします。

木村議長 それではまず総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、6番・影沢政俊委員、7番・土田彦雄委員にお願ひします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願ひします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願ひします。事務局。

(報告事項朗読)

木村議長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、何か質問はありますか。

(「なし」の声あり)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。

木村議長 議第38号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第38号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第39号「事業計画変更申請書の審議について」

(3) 議第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第41号「非農地証明願の審議について」

(5) 議第42号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第38号から議第42号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限は、議第42号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員、15番鈴木委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、よろしく申し上げます。菅井委員。

菅井委員 はい、議長。17番、菅井です。

去る8月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件1件を実施し、審査しました。

議第41号「非農地証明願の審議について」、順位4番、寒河江地区の案件です。現地は東新山町にある土地で、昭和5

6年に農地法の認可を受け、道路になって、現在に至っている土地であり、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまです。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時41分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第38号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第38号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

(議案書順位34番朗読)

この件につきまして、8月16日、相原委員と現地を調査してきました。現地には啓翁桜が植栽されており、譲受人は引続き農地として利用すると思われて、問題ないと見てきました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員お願いします。菊地委員。

菊地（弘）委員

11番、菊地弘美です。

6ページをごらんください。

（議案書順位35番朗読）

8月17日に、この件につきまして鈴木委員と渡邊推進委員と3名で現地を見てきました。引続きサクランボの畑として利用するというので、事前審査会では異議ありませんでした。なお、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、大泉委員お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

（議案書順位33番朗読）

この件につきまして、8月17日、石山邦一委員と現地を確認してまいりました。場所は石山邦一委員の自宅前の市道

を100メートルぐらい行ったところにあるサクランボ畑です。譲受人の奥のほうに譲渡人の家のほうに続いていく畑がありまして、作業上、非常に都合よいと見てまいりました。なお、譲受人は兼業農家で、意欲的に農業を営んでいる方で、問題ないと考えております。また、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員お願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。1番、相原です。

(議案書順位36番朗読)

この件につきまして、8月17日、鈴木久一委員と、さらには次の日、川越卯一郎推進委員と現地を確認してまいりました。現地は、倉庫等の立ち並ぶ日田の産業流通エリアに隣接する畑です。譲受人の■■■■氏は平成28年、昨年10月に農地法第3条により、この場所の2筆、計1,031平米を取得しております。その時点で未相続のために残されておりました■■■■、23平米を相続手続完了により、晴れて所有権移転を申請するものです。なお、現地は長年日田の転作組合により大豆が作付されており、周辺農地への影響はないものと判断しました。また、地区審査においても異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） 順位 33 番から 36 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、それでは採決します。

議第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第 38 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第 39 号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員お願いします。佐藤委員。

佐藤委員 はい、議長。9 番、佐藤義広です。

議第39号「事業計画変更申請書の審議について」、8ページをお願いします。

(議案書順位3番、4番朗読)

この件につきまして、8月17日、渡辺委員、小野推進委員と現地を調査してきました。事由のとおりであり、何ら問題はないと見てまいりました。また、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査)

順位3番は、住宅建築用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、議第40号農地法第5条の順位30番での審議もお願いいたします。

順位4番は、保育園園庭及び駐車場用敷地への転用となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、議第40号農地法第5条の順位31番での審議もお

願いいたします。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第39号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第39号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤義広です。

議第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、10ページをお願いします。

(議案書順位30番朗読)

この件につきまして、8月17日、渡辺委員、小野推進委員と現地を調査してきました。現地は内の袋よりちょっと手前にある、そこだけしかあいていないところで、周辺地域は住宅地であり、何ら問題はないと見てきました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位31番朗読)

この件につきましても、8月17日、渡辺委員、小野推進委員と現地を調査してきました。あおぞら保育園の差し向かいの道路向かいにある農地であり、申請事由どおりとすれば何ら問題はないと見てまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位33番朗読)

この件につきましても、8月17日、渡辺委員、小野推進委員と現地を調査してきました。集落に隣接する土地であり、周辺地域は住宅地であり、申請事由のとおりであれば何ら問題はないと見てきました。なお、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長、大泉です。10ページをご覧ください。

(議案書順位32番朗読)

この件に関しまして、8月12日、石山邦一委員と現地を確認してまいりました。場所は、ヤマザワ中郷店とツルハドラッグストアの間の市道を100メートルぐらい入ったところにある■■■■さんの屋敷前の畑でございます。申請どおりであれば何ら問題ないものと見てまいりました。地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位34番朗読)

この件に関しまして、8月17日、奥山委員と現地を確認してまいりました。場所は、奥山委員の自宅から10メートルぐらい行ったところでありまして、太陽光発電のパネルを設置した場所に近く、景観のよいところでございます。申請どおりであれば何ら問題ないと確認してまいりました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局(農地主査) 順位30番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分の転用については問題ないと考えます。

順位31番は、保育園園庭及び駐車場用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位32番は、住宅建築用敷地への転用になっております。

申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続するものなので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位33番、順位34番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は宅地化が進む地域に隣接し、10ヘクタール以下の一団の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、代替地がないため、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第40号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第41号「非農地証明願の審議について」、地区担

当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、佐藤委員をお願いします。佐藤委員。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤義広です。

議第41号「非農地証明願の審議について」。

(議案書順位4番朗読)

この件につきまして、8月21日、事前審査会で現地を調査してきました。事由のとおりであり、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

(「特にございません」の声あり)

木村議長

それでは、これより質疑に入ります。ただいま地区担当委員、事務局より説明がありましたけれども、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第41号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第41号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第42号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員、15番鈴木委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、鈴木久一委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者、よろしくをお願いします。菅井委員。

菅井委員 はい、議長。17番、菅井です。

議第42号「農用地利用集積計画書の審議について」、16ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、相原委員をお願いします。相原委

員。

相原委員 はい、議長。1番、相原です。

（議案書朗読）

借受者は認定農業者68歳であり、地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査） いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、それでは採決します。

議第42号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第42号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、鈴木久一委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第42号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時12分

平成29年8月25日

第9回総会 議長.....

議事録署名委員 6番委員.....

議事録署名委員 7番委員.....